

広報

ちよつせい

令和4年2月号

祝長生き
成人式

No. 520



【主な内容】

成人式

... 2P

確定申告

... 4P

新型コロナワクチン3回目接種 ... 8P

ごみ出しボランティア募集 ... 18P



祝新成人

1月9日、文化会館で成人式が行われ、今年は174人が
新たに大人の仲間入りをしました。

人口 13,874人 (-4) 転入 39人

男 6,859人 (-3) 転出 34人

女 7,015人 (-1) 出生 6人

世帯数 6,108世帯 (+12) 死亡 15人

1月1日現在 () 内は前月比

令和4年

長生村 成人式

—新成人の皆さん、おめでとうございます—



【今井寿莉杏さん】



【田中聖也さん】

今年の新成人は174人です。多くの新成人が式典に参加しました。

式典では、村長が式辞を述べ、その後新成人を代表して今井寿莉杏さんが「本日私たちがこの場に集まり、笑顔で成人式を迎えることができたのは、支えてくれた家族・先生、共に歩んだ仲間がいたからです。」と感謝の意を込めた謝辞を述べました。

また、田中聖也さんが村民憲章の宣言を行いました。田中さんに合わせてほかの新成人たちも一緒に宣言しました。

なお、式典の開催にあたり新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにさまざまな対策を行いました。

成人式フォトリポート



①受付はテープで列ごとに区別 ②入場時は体温測定 ③きれいな振袖を身にまとい嬉しそう ④密にならないよう席を空けて着席
⑤今年は家族も一緒に式典に参加できました ⑥⑦久しぶりの友人ととの記念撮影



新成人の
抱負



第6支団（長生村）から26人が表彰されました

第6支団（長生村）では26人の消防団員などに、日々の消防活動への尽力を称えて、賞状と記念品が贈呈されました。

毎年、新春を飾る長生郡市広域市町村圏組合主催による「消防出初式」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、式典は中止となりました。

受章者は次のとおりです。（敬称略）

千葉県知事表彰

○精勤章 第6支団第1分団第3部（八積）

○精勤章 第6支団第3分団第5部（一松）

○精勤章 千葉県消防協会会長表彰

○精勤章 第6支団第3分団第2部（八積）

○精勤章 第6支団第3分団副分団長（一松）

○精勤章 御園 悟（一松）

○精勤章 第6支団第3分団第5部（一松）

○精勤章 木藤 貴志（一松）

第6支団第2分団第2部（高根）

長生郡市広域市町村圏組合消防団長表彰

○精勤章 千葉県消防協会会長表彰

第6支団第3分団第2部（一松）

○精勤章 第6支団第1分団第4部（八積）

第6支団第3分団第3部（一松）

○精勤章 第6支団第2分団第5部（高根）

第6支団第3分団第5部（一松）

○精勤章 第6支団第1分団第1部（八積）

第6支団第2分団第4部（高根）

○精勤章 第6支団第1分団第2部（八積）

第6支団第2分団第4部（高根）

○精勤章 第6支団第1分団第2部（高根）

第6支団第2分団第5部（高根）

○精勤章 第6支団第1分団第1部（一松）

第6支団第3分団第1部（高根）

○精勤章 第6支団第1分団第4部（八積）

第6支団第1分団第1部（高根）

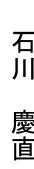
○精勤章 第6支団第1分団第4部（一松）

第6支団第3分団第4部（一松）

○精勤章 小川 政英（一松）

第6支団第2分団第1部（高根）

○精勤章 齊藤 隼哉（一松）



税の申告の準備は お早めに

問い合わせ

・茂原税務署 ☎0475(22)2166
 ・役場税務課 ☎(32)2113

申告会場のご案内

※新型コロナウィルスの影響により受付方法等を変更する場合があります。

受付会場	申告の種類	受付期間
茂原税務署(郵送可)	●所得税・復興特別所得税の確定申告	2月1日(火)～3月15日(火)※土日祝日を除く 午前8時30分～午後4時 ※申告書の提出は午後5時まで
長生村役場 3階	●所得税・復興特別所得税の確定申告 ●村民税・県民税の申告	2月16日(水)～3月15日(火)※土日祝日を除く 午前9時～正午、午後1時～4時 ※整理券の配付は午前8時30分から

- 午前8時30分より役場3階にて「整理券」を配付し、受付時間を指定させていただきます。
- 指定した時間であっても一時的に入場をお待ちいただく場合があります。また、「整理券」の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

来場される人へのお願い

- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。また、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 「整理券」配付の際に検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある人や体調のすぐれない人は、無理をせず来場を控えていただくようお願いします。

[ご注意ください]

- 利子所得・配当所得、雑損控除、太陽光発電設備による売電収入、総合譲渡所得・分離所得(不動産売却、株の譲渡配当等)など内容が複雑な申告については、茂原税務署で申告してください。
- 例年、申告期限が近づくと大変混雑しますので、早めの申告がおすすめです。
- 申告書は納税者自身が作成することが原則となります。医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費等はご自身で計算し、提出してください。(計算されていない場合、受付をお断りする場合があります)

[農業所得者の皆様へ]

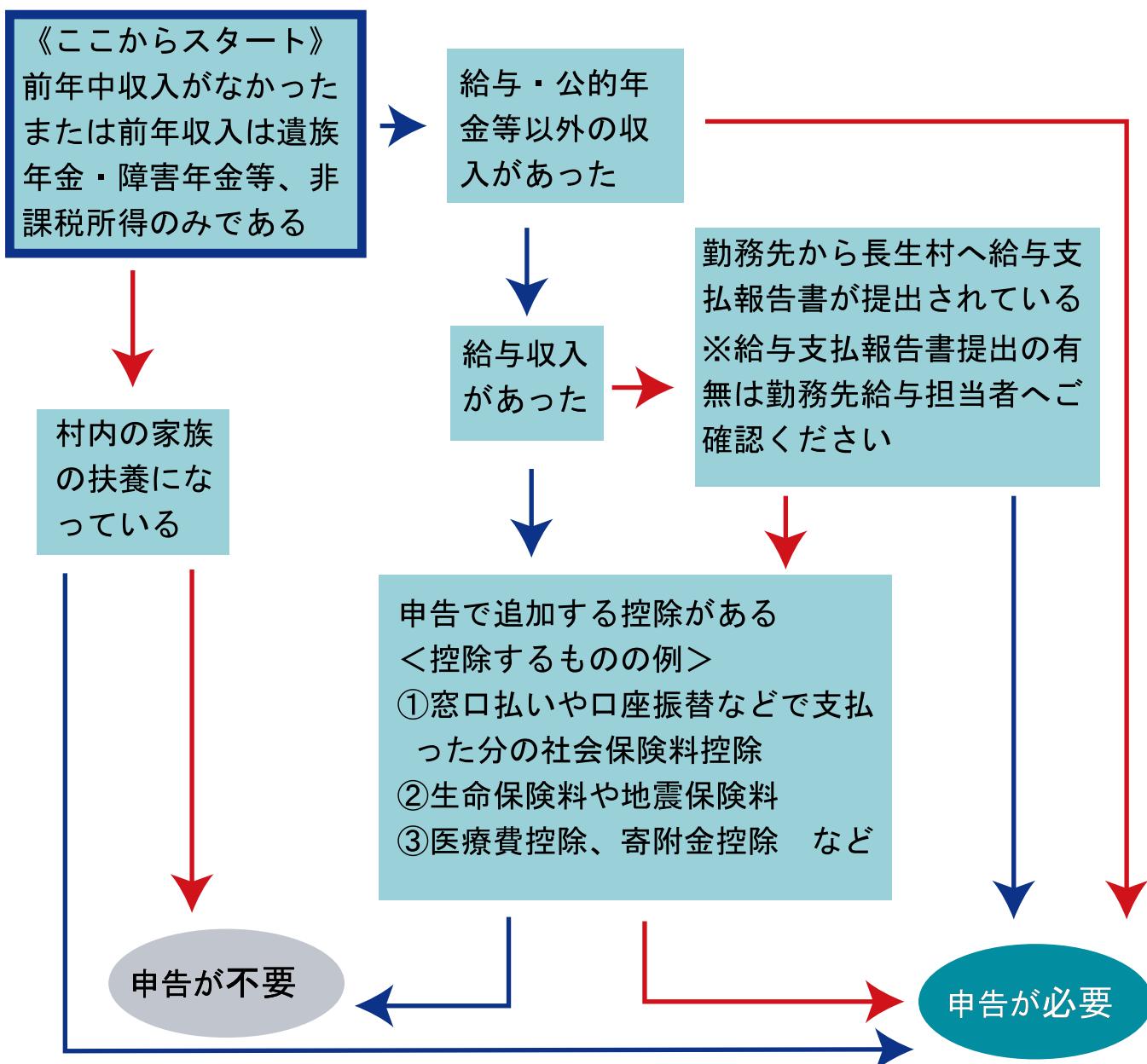
収支内訳書の作成に便利な「簡単・便利なちょうめん(100円)」を作成しました。税務課窓口、申告受付会場に用意しておりますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。

確定申告

申告判断チャート

→ はい

→ いいえ



※その他申告が必要な主な例

- ・2ヵ所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかつた給与の収入金額の合計が20万円を超える人
- ・給与所得者で年末調整を受けていない人（年の中途で退職した人等）
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ・公的年金等以外の所得が20万円を超える人
- ・生命保険料・医療費・寄附金等の控除を追加する人
- ・複数の所得があり、所得税を納税する必要がある人

申告に必要なもの

本人確認書類 (AかBのいずれか)	A マイナンバーカード（個人番号カード） B 番号通知カードまたは住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの） + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど（いずれか1点）
収入を証明するもの	事業所得、不動産所得がある人は収支内訳書 給与、年金、報酬がある人は源泉徴収票（コピー不可） 株式等に係る譲渡所得及び配当所得がある人は支払通知書、株式の年間取引報告書
控除を証明するもの	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払金額の分かるもの 国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書 生命保険料、地震保険料の支払証明書 障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳または障がい者控除対象者認定書 (「障がい者控除対象者認定書」は要介護認定を受けている人などを対象に、福祉課で交付しています。)
その他	申告書（送付された場合） 還付金振込先の口座番号（本人名義） 筆記用具等

医療費控除

※令和3年中に支払いをした医療費が控除の対象です

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得金額から差引くことができます。

総所得金額等	医療費控除額（ただし、控除額の上限は200万円）
200万円以上	支払った医療費 - 保険などにより補てんされる金額※ - 10万円
200万円未満	支払った医療費 - 保険などにより補てんされる金額※ - (総所得金額 × 5%)

(※) 健康保険組合から支払われる高額療養費、出産育児一時金、生命保険契約等の医療保険金・入院費給付金など

添付書類

①医療費控除の明細書（領収書の添付は不要）

※領収書は自宅で5年間保管してください。（税務署から提出を求められた時は、提示または提出しなければなりません。）

②各保険者からの医療費通知（「医療費通知に関する事項」に記入した場合のみ）

※医療費通知とは、次の6項目が記載されたものになります。（①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

☆医療費控除の対象にならないもの（例）

予防接種代、美容整形や健康診断時の費用、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入など

※おむつ代を医療費控除に入れる場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」または福祉課が発行する「おむつ使用の確認書」が必要となります。

確定申告

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の保持増進及び疾病の予防取組として予防接種や健康診断など一定の取り組みをしている人が自分や家族が使う特定一般用薬品等（処方箋なしにドラッグストアで購入できる医薬品等）の購入代金が12,000円を超えるとき、その超える部分の金額（上限88,000円）をその年分の総所得金額等から所得控除を受けることができる制度です。

★注意★

セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

住宅ローンなどをを利用して住宅用家屋を新築・購入・増改築等をしたとき、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で村民税・県民税から控除されます。

※居住開始年月日によっては、村民税・県民税からの控除が受けられない場合があります。

介護保険制度に係る控除

問い合わせ 福祉課介護保険係 ☎(32)6809

○社会保険料控除

介護保険料は、その年に納付した全額が控除の対象となります。ただし、年金からの天引き（特別徴収）で納付している場合は、年金受給者本人のみの控除となるため、親族等の控除としての申告はできません。

○障害者控除（障がい者控除対象者認定書の交付）

身体障害者手帳等の交付を受けていない人でも、「身体（知的）障がい者に準ずる」と認定された人は対象となります。

対象者 介護保険要介護（要支援）認定に伴う、寝たきりや認知症及び身体の障がいにより日常生活に支障のある人で、「障害高齢者自立度」及び「認知症高齢者自立度」などにより審査します。

手続き 障がい者控除対象者認定申請書に記入のうえ、提出してください。申請書はホームページ及び福祉課に備えてあります。

○医療費控除

介護保険の居宅サービスや施設サービスの利用者負担金は、一部医療費控除の対象となります。



新型コロナウイルス感染症情報

新型コロナワクチン3回目接種

※令和4年1月18日現在の情報のため、変更となる場合があります。

新型コロナワクチンの3回目接種(追加接種)については、以下のとおりとなりました。

集団接種のみ対象

65歳以上の高齢者を対象にした3回目接種

65歳以上については、2回目接種から7ヶ月以上の間隔をおいて追加接種の実施ができることがあります。

村は長生村保健センターで実施される集団接種に限り、以下の条件で3回目接種ができるようになりました。

対象者 令和3年6月1日～令和3年8月1日の間に2回目の接種をした人

ワクチン モデルナ社製

「新型コロナワクチン3回目接種希望調査」において、集団接種を「希望する」とご回答いただいた人へは、集団接種の日時を指定したご案内を送付しています。

なお、指定した日時からの変更を希望される場合は、健康推進課までご連絡ください。

○以下の人には3回目接種可能時期に間に合うよう、順次接種券等を送付いたします。

・65歳以上で、令和3年8月2日以降に2回目の接種を完了した人や集団接種を「希望しない」と回答した人。

・64歳以下で、令和3年6月21日以降に2回目の接種を完了した人。

問い合わせ

健康推進課 ☎(32)6800

もう申請はお済みですか?

子育て世帯生活支援特別給付金

申請期限 2月28日(月)

村では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給しており、令和3年5月から申請を受け付けています。対象に該当する場合は忘れずに申請してください。

※既に給付金を受け取った人を除きます。

※子育て世帯への臨時特別給付金(児童一人あたり10万円)と併給できます。

支給額

児童1人あたり一律7万円

国支給分	5万円
村上乗せ分	2万円

支給対象者

対象児童(平成15年4月2日(特別児童扶養手当の算定基礎となっている児童の場合は、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までの間に出生した児童)の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である人と同じ水準となっている人

ひとり親世帯の人は、次の要件に該当する場合は対象となります。

支給対象者(ひとり親世帯のみ)

児童扶養手当の支給要件に該当し、以下の①または②に当てはまる人

①公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

問い合わせ

子ども教育課 ☎(32)2117

千葉県では、無症状の人を対象とした新型コロナウイルス感染症のPCR等検査無料化事業を実施しています。

問い合わせ 千葉県PCR等検査無料化事業コールセンター ☎050(5050)1478 ※9時から17時、土日祝日除く

新型コロナウイルス感染症情報

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した人々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税等の世帯に対して、1世帯あたり10万円の給付を行うこととなりました。

【住民税非課税世帯】

支給額

1世帯あたり10万円

支給対象者

令和3年12月10日において本村の住民基本台帳に登録されている人で、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

支給までのながれ

①支給対象となる世帯の世帯主へ支給要件確認書を2月上旬に郵送します。

※令和3年度市町村民税が未申告である人を含む世帯には支給要件確認書を送付しませんので、福祉課へご相談ください。

②記載された内容等を確認し、同封の返信用封筒で必要書類を提出してください。

③再度内容を審査し、支給決定通知書を郵送します。給付金は、確認いただいた口座に振り込みます。

《注意》支給要件確認書の提出がない場合、給付金の支給はできません。

提出期限

支給要件確認書の発行日から3ヵ月以内

《注意》期限内に提出がない場合は受取を辞退したとみなしますので、ご注意ください。

【家計急変世帯】

支給額

1世帯あたり10万円

支給対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員の収入が令和3年度分住民税均等割非課税世帯相当の水準にあると認められた世帯の世帯主

《注意》住民税非課税世帯として支給された場合、家計急変世帯には該当しません。

判定基準

支給対象要件は、令和3年1月以降の最も減少した1ヵ月の収入に12をかけた金額が、下表の非課税相当収入限度額以下の場合となります。 「1ヵ月の収入 × 12ヵ月 ≤ 非課税相当収入限度額」

世帯の人数	家族構成例	非課税相当収入限度額
1	世帯主	930,000円
2	夫婦	1,378,000円
3	夫婦+子1人	1,680,000円

申請方法

申請書及び申立書を記入し、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことがわかるもの(給与明細書等)を添付し、福祉課へ申請してください。

申請書及び申立書は福祉課窓口または村ホームページに掲載しています。

申請期間 令和4年9月30日(金)まで

問い合わせ 福祉課 ☎(32)2112

夢を叶えたプロが教える 夢の教室

今年度も各小学校で「夢の教室」が行われました。

八積小学校の講師は、元サッカー選手の加藤大志先生。高根小学校の講師は、元ボクシング世界チャンピオン木村悠先生。一松小学校の講師は、プロレスラーのミノワマン先生でした。



【試合の写真(一松)】



【真剣に話を聞く児童(高根)】



【元気よく手を挙げて質問(八積)】



【先生の質問に大きなO(一松)】

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン授業での開催でしたが、児童たちは講師の先生のお話を真剣に聞いていました。

画面越しの授業なので、児童は黙つてうなずいて聞くだけでなく、大きく丸を作つて返事をするなど、工



【先生の前で発表(八積)】



【夢の実現のために(高根)】

夫を凝らして感想を伝えました。

自分の夢を叶えた、それぞれの先生の話や実際にプロとして戦っている映像を見て感化された児童たちは、じっくりと自分の将来について考えることができました。

最後に、数人の児童が先生やクラスメイトの前で将来の夢を発表しました。その発表では、自分の夢にどうすれば近づけるのかの説明もしていました。

本表彰は、地域の防災活動に著しい功績がある団体が、千葉県地域防災力向上主防災会（木島成夫会長）が、千葉県地域防災力向上知事表彰を受賞しました。

同会は、長年にわたり積極的な防災活動を実施し、地域の共助精神を向上させるとともに、社会福祉法人との連携により施設利用者の避難支援に取り組むなど、

尼ヶ台南部自主防災会が 知事表彰受賞

12月24日、尼ヶ台南部自

主防災会（木島成夫会長）が、千葉県地域防災力向上

地域の防災力向上に努めたことが評価され受賞となりました。

12月18日、クリスマスのおはなし会が長生村交流センター子育てルームにおいて、初めて行われました。新型コロナウイルス感染予防対策のため電話予約制となりましたが、多くの親子連れが参加し、クリスマスにちなんだ紙芝居や絵本を聞いて楽しいひと時を過

おはなし会 交流センターで初開催

ございました。



【子育てルームでのおはなし会の様子】



【左から木島会長、熊谷知事、鈴木理事長】